

## 裾野市週休2日制工事試行要領Q & A

### Q 1 週休2日制工事の目的は？

A 1 建設業界においては、長時間労働の常態化が課題となっており、建設業における働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されることとなりました。また、建設業の担い手確保の観点からも週休2日制の定着が求められており、本市においても、週休2日制工事を導入することにより、建設現場の就労環境の改善を図るものです。

### Q 2 対象となる工事はどのような工事か？

A 2 現在のところ試行段階であるため、本市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事のうち、発注者が指定するものとしています。また、以下の工事は除いています。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね1か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 通年維持工事
- (5) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

なお、対象工事を発注する場合は、入札公告や指名通知等で週休2日制対象工事であることを明示し、特記仕様書を添付します。

### Q 3 「準備期間」と「後片付け期間」の具体的な定義はあるか？

A 3 準備期間とは、契約上の工期の初日（着手）から現場施工を開始する（現場に継続的に常駐を始める）までの期間であり、現場事務所の設置や事前測量、軽微な草刈り等を含みます。後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間であり、自主検査や清掃等を含みますが、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間は含みません。

### Q 4 費用補正の方法は？

A 4 週休2日（4週8休以上）を前提とした補正係数を乗じて発注し、工事完成後に4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて減額変更を行います。

### Q 5 週休2日（4週8休）が未達成となった場合にペナルティはあるか？

A 5 工事成績評定や入札参加資格などに対するペナルティはありません。また、達成状況に応じて減額変更となりますが、発注時に最も高い補正率で割り増しているため、

通常の積算への減額となり、通常より低い金額になるということはありません。

**Q 6 祝日はどのように扱うのか？**

A 6 週休2日制工事は、祝日がある場合でも、4週間のうち8日（7日又は6日）間以上の休日を確保できたか確認するものであり、祝日を休日とするか否かは問いません。

**Q 7 午前や午後のみを休工とした場合、0.5日閉所となるのか？**

A 7 原則1日単位での休工を確認するものであり、0.5日閉所とは取り扱いません。

**Q 8 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになるか？仮に金曜日22時から土曜6時まで施工した場合はどのようになるか？**

A 8 金曜日22時から土曜日6時までの施工は、一般的に金曜日の夜間出勤であり、土曜日出勤とはみなしません。

**Q 9 着工当初の余裕ある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日を確保することも可能か？**

A 9 原則は、対象期間全体で休日の確保状況が基準以上となれば休日を確保したこととしますが、就労環境の改善が制度の趣旨ですので、4週を1単位として平均的に取得するよう配慮いただきたいです。なお、夏季休暇（3日）と年末年始休暇（6日）は週休2日の休日とは別の休暇（対象期間から除外）となります。

**Q 10 閉所日には会社（本社・営業所等）や他の現場もすべて休む必要があるか？**

A 10 週休2日制工事における現場閉所については、契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所となります。

**Q 11 当該現場の閉所日に、作業員や下請業者が他の工事現場で働くことは認められるか？**

A 11 作業員や下請業者が閉所日に他の現場に従事することについては制限していません。

**Q 12 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をすることは認められるか？**

A 12 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限していません。

**Q 1 3** その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどうなるか？

A 1 3 週休2日制工事における現場閉所については、当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として取り扱います。

**Q 1 4** 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどうなるか？

A 1 4 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日を現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。

**Q 1 5** 週休2日の確保を理由に工期延長はできるか？

A 1 5 週休2日を確保した（確保する）ことを理由とした工期延長は認めません。なお、週休2日以外の理由により適正に工期延長が認められた場合の工期延長は、週休2日確保を前提とした工期を確保することとなります。

**Q 1 6** 現場閉所の実施状況はどのように確認するのか？

A 1 6 対象期間中は、監督員は受注者から随時提出を受ける「現場閉所計画表」により、現場閉所の取組み状況を把握します。また、最終的な実績確認のため、提出された「現場閉所実績表」や工事記録簿等の資料により現場閉所率を算出します。

**Q 1 7** 実績表はいつ提出すればよいか？

A 1 7 工事完成の後、後片付け期間中に提出することになります。